

議案第48号

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年9月4日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構鹿児島審査委員会事務局」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正により、助成金の支給に際して市長に対し請求を行う団体の名称を改めるため、本案を提出するものである。